官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一一七一）　一
○自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件（環境一〇三）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　一九
会社その他
会社決算公告　三

## 告示

○国土交通省告示第千百七十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項及び第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。